

老人保健施設 老健あかね訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
重要事項説明書

(説明書の目的)

第1条 倉敷医療生活協同組合 老健あかね訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うにあつての取り決めを、本説明書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本説明書は、利用者が老健あかね訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出した日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本説明書、別紙1、別紙2の改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本運営規程上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額5万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があつたときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の支払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本説明書に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

2 身元引受人も前項と同様に利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合はこの限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテー

ション) 実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本説明書に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- (3) 利用者及び身元引受人が、本説明書に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず21日間以内に支払われない場合
- (4) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供ができないと判断された場合
- (5) 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- (8) 職員へのハラスメント等が行われた場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び家族・身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本説明書に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び家族・身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を完結の日から5年間は保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合に応じないことができます。
 - 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
 - 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し利用者の利益に反するおそれがあると当事業所は認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時及び緊急時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、事業所の支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「虹の箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

〈別紙 1〉

老健あかね
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のご案内
(2024年6月1日現在)

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び所在地等

- ①事業所名 老人保健施設 老健あかね訪問リハビリテーション
- ②開設年月日 2009年8月1日
- ③所在地 岡山県倉敷市水島東千鳥町1番60号
- ④電話番号 086-446-6541 FAX番号 086-445-0302
- ⑤管理者名 服部 俊夫
- ⑥介護保険指定事業者番号 介護老人保健施設（3350280073号）

(2) 老健あかね訪問リハビリテーションの目的と運営方針

＜運営理念＞

私たちは人が人をみる仕事に価値を生む技術集団です。
その技術は多様な役割を統合して効果を最大化する仕組みです。
その仕組みを発展させる研究開発を仕事と同じく重視します。
なによりも人が孤立せず健やかに暮らす社会に貢献するためです。

＜基本方針＞

急性期医療と在宅ケアとの架け橋になる。
リハビリテーションと慢性期疾病管理を基幹技術とする。
人が人をみる仕組みを「水島モデル」として体系化する。

老人保健施設老健あかね訪問リハビリテーションは、利用者の方が居宅での生活を充実できるよう、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 事業所の職員体制

	常勤換算	業務内容
管理者	1人	介護保険事業所に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士	1人以上	利用者の申し込みに係わる調整、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書の作成及び利用者の心身機能の回復をはかる為に必要なリハビリテーションを行う。

(4) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から土曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）
- ② 営業時間 8時30分～17時

(5) 実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
倉敷市（島嶼部は除く）

2. サービス内容

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- (2) リハビリテーション

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

水島協同病院	倉敷市水島南春日町 1-1	(TEL086-444-3211)
水島歯科診療所	倉敷市水島南春日町 11-20	(TEL086-444-8211)

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 当事業所利用に当たっての留意事項・禁止事項

- (1) 37.5℃以上の発熱、著しい風邪症状がある場合は利用を差し控えていただきます。
- (2) 訪問時間は天候や交通事情により前後することがあります。
- (3) 風水害が予測される場合は営業時間を変更する場合があります。
- (4) 利用者が病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合は、担当職員が速やかに主治医に連絡をとります。その指示に従ってください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上

6. 要望及び苦情等の相談

当事業所には苦情窓口を設置していますので、お気軽にご相談ください。

(電話086-446-6541)

要望や苦情などは、訪問リハビリ職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事業所入り口に備えつけられた「虹の意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。倉敷市の相談窓口は、倉敷市役所介護保険課です。

岡山県国民健康保険団体連合会に直接苦情申立をすることもできます。

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 倉敷市役所介護保険課 Tel086-426-3343

〒700-8568 岡山市北区桑田町 17 番 5 号岡山県国保会館 岡山県国民健康保険団体連合会

Tel086-223-8811 Fax086-223-9109

7. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2-1>

老健あかね
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について
（2024年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 利用料金（自己負担割合1割の場合）

(1) 介護訪問リハビリテーションの基本料金：	308円
(要介護1-5)	
②短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は認定日から3月以内：	200円
③認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は訪問開始日から3月以内：	240円
④サービス提供体制強化加算：	(I) 6円
⑤リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213円
事業所の医師が説明した場合	270円
⑥口腔連携強化加算	50円
⑦移行支援加算：	17円
⑧退院時共同指導加算：	600円
⑨事業所の医師が診療を行わなかった場合（減算）：	-50円
(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金：	298円
(要支援1-2)	
②短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は認定日から3月以内	200円
③サービス提供体制強化加算	(I) 6円
④口腔連携強化加算	50円
⑤退院時共同指導加算：	600円
⑥事業所の医師が診療を行わなかった場合（減算）：	-50円
(3) その他の料金	
①摂食機能評価用栄養補助食品	実費

3. 支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、クレジットカード払い（3万円を超えた場合）の3方法があります。利用申込み時にお選びください。

<別紙2-2>

老健あかね
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について
（2024年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 利用料金（自己負担割合2割の場合）

(1) 介護訪問リハビリテーションの基本料金：	616円
（要介護1-5）	
②短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は認定日から3月以内：	400円
③認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は訪問開始日から3月以内：	480円
④サービス提供体制強化加算：	(I) 12円
⑤リハビリテーションマネジメント加算 ロ	426円
事業所の医師が説明した場合	540円
⑥口腔連携強化加算	100円
⑦移行支援加算：	34円
⑧退院時共同指導加算：	1,200円
⑨事業所の医師が診療を行わなかった場合（減算）：	-100円
(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金：	596円
（要支援1-2）	
②短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は認定日から3月以内	400円
③サービス提供体制強化加算	(I) 12円
④口腔連携強化加算	100円
⑤退院時共同指導加算：	1,200円
⑥事業所の医師が診療を行わなかった場合（減算）：	-100円
(3) その他の料金	
①摂食機能評価用栄養補助食品	実費

3. 支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、クレジットカード払い（3万円を超えた場合）の3方法があります。利用申込み時にお選びください。

<別紙2-3>

老健あかね
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について
（2024年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 利用料金（自己負担割合3割の場合）

(1) 介護訪問リハビリテーションの基本料金：	924円
（要介護1-5）	
②短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は認定日から3月以内：	600円
③認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は訪問開始日から3月以内：	720円
④サービス提供体制強化加算：	(I) 18円
⑤リハビリテーションマネジメント加算 ロ	639円
事業所の医師が説明した場合	810円
⑥口腔連携強化加算	150円
⑦移行支援加算：	51円
⑧退院時共同指導加算：	1,800円
⑨事業所の医師が診療を行わなかった場合（減算）：	-150円
(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金：	894円
（要支援1-2）	
②短期集中リハビリテーション実施加算	
退院（所）又は認定日から3月以内	600円
③サービス提供体制強化加算	(I) 18円
④口腔連携強化加算	150円
⑤退院時共同指導加算：	1,800円
⑥事業所の医師が診療を行わなかった場合（減算）：	-150円
(3) その他の料金	
①摂食機能評価用栄養補助食品	実費

3. 支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、クレジットカード払い（3万円を超えた場合）の3方法があります。利用申込み時にお選びください。

<別紙3>

倉敷医療生活協同組合
老健あかね訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
個人情報の利用目的
（2024年6月1日現在）

倉敷医療生活協同組合 老健あかね訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【当事業所における個人情報の利用目的】

1. 医療提供

- （1）医療・介護サービスの提供及び説明
- （2）他の医療機関、介護サービス事業者等との連携
- （3）上記関係機関からの紹介に対する回答
- （4）診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- （5）検体検査業務の委託、その他の業務委託
- （6）ご家族等への病状説明
- （7）その他、利用者への医療・介護サービス提供に関する利用

2. 診療費請求のための事務

- （1）当事業所での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- （2）審査支払機関へのレセプトの提出
- （3）審査支払機関又は保険者からの照会及び照会への回答
- （4）公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会及び照会への回答
- （5）その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3. 当事業所の管理運営業務

- （1）会計・経理
- （2）医療事故等の報告
- （3）利用者への医療・介護サービスの向上
- （4）その他、当事業所の管理運営業務に関する利用

4. 企業等から委託を受けて行う健康診断等の結果の通知

5. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

6. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

7. 当事業所内において行われる医療実習・医療研究への協力

8. 医療・介護の質の向上を目的とした倉敷医療生協内外における症例研究及び協力

9. 外部監査機関への情報提供

10. 治験又は製造販売後臨床試験に係る調査及び支援業務の委託

11. 医療生協のご案内

- （1）職員からの医療生協加入及び出資のお勧め
- （2）職員からの医療生協企画等のご案内